

神奈川県藤沢土木事務所管内海岸への
公共工事建設発生土(砂)受入要綱

平成 2 6 年 6 月

神奈川県藤沢土木事務所
なぎさ河川砂防部

神奈川県藤沢土木事務所管内海岸への公共工事建設発生土(砂)受入要綱

公共工事建設発生土(砂)は、当所管理の海岸に養浜を目的とするものであるため、海岸管理者（以下、甲という。）と、海岸への搬入事業者（以下、乙という。）は、本要綱に基づき協議を行い、良質な砂を搬入することとする。

なお、詳細は次のとおりとする。

1 受入

- ① 公共工事から発生する建設発生土（砂）で、シルト含有率 10%以下の土砂とする。
- ② 手続き内容については、**別紙1**の「公共工事建設発生土(砂)受入手続きフロー」によるものとする。
- ③ 建設発生土（砂）は、ゴミ、流木、挟材物の無い物であること。万一混入が見受けられた場合は、撤去していただくこともあります。

2 事前協議

- ・乙は、事前に甲に概要等を連絡し、公共工事建設発生土(砂)の「現地確認」を受けなければならない。

3 搬入条件

- ① 乙は、申込み前に土質フルイ分け試験を行い、「事前協議」時にその結果表を提出すること。
- ② 搬入砂は不純物を含まないものとする。
 - ・乙は、土砂検定を行い「処理計画書」提出時に、その結果表を添付すること。（検定仕様は、**別紙2**「土砂検定フロー」、**別紙3**「土砂検定要領」、及び**別表1.2**の「土砂検定基準」による。）
- ③ 搬入は、原則として乙の負担で行う。
- ④ 受入場所の交通整理員及び仮設敷鉄板等については、乙の負担で行う。

4 受入場所

- ① 鎌倉海岸
- ② 藤沢海岸
- ③ 茅ヶ崎海岸
- ④ 茅ヶ崎柳島海岸仮置場（相模川河口左岸の海岸）

※なお、詳細箇所は、別途指示する。

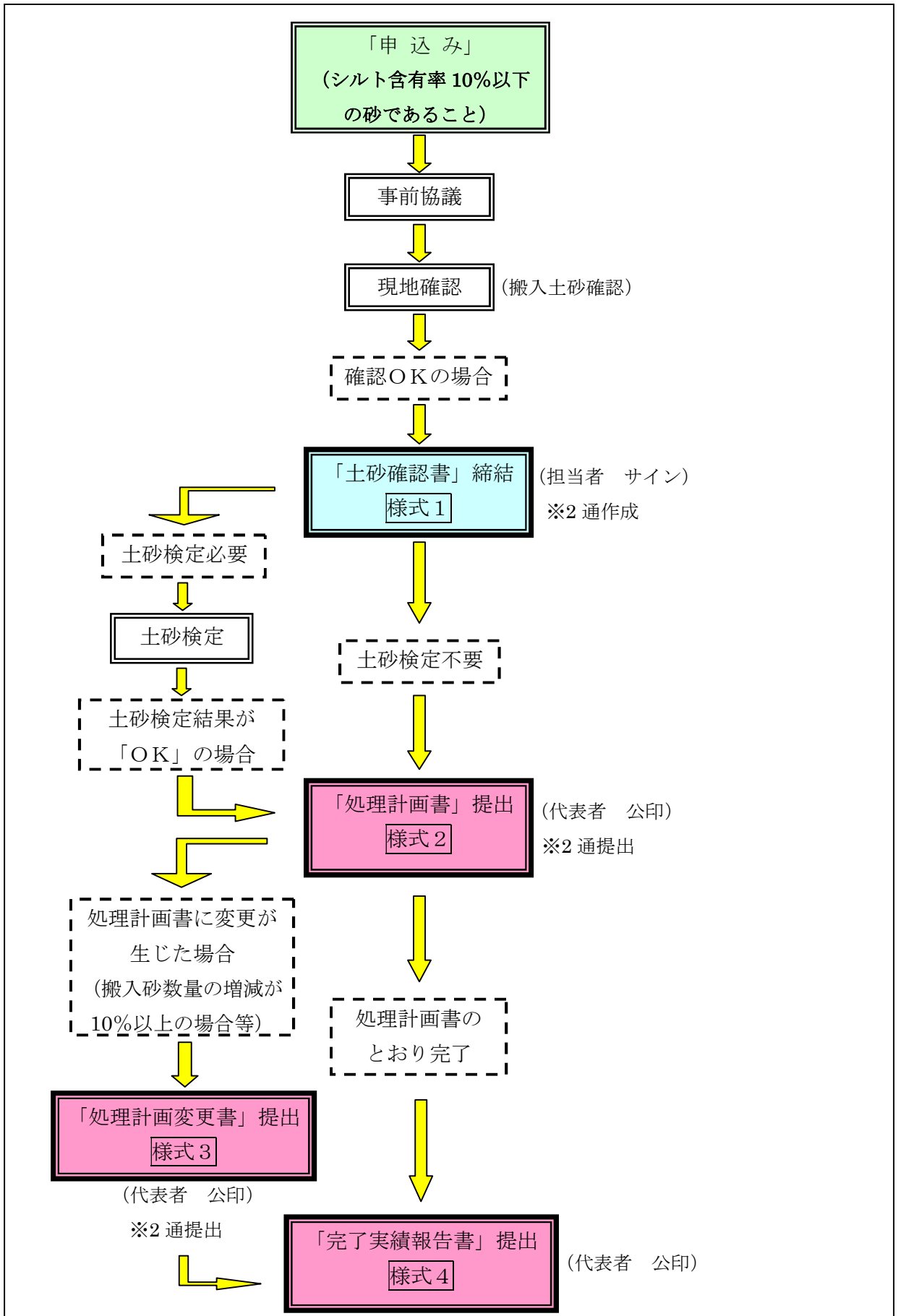
5 受入費用

- ・受入料は無償とする。

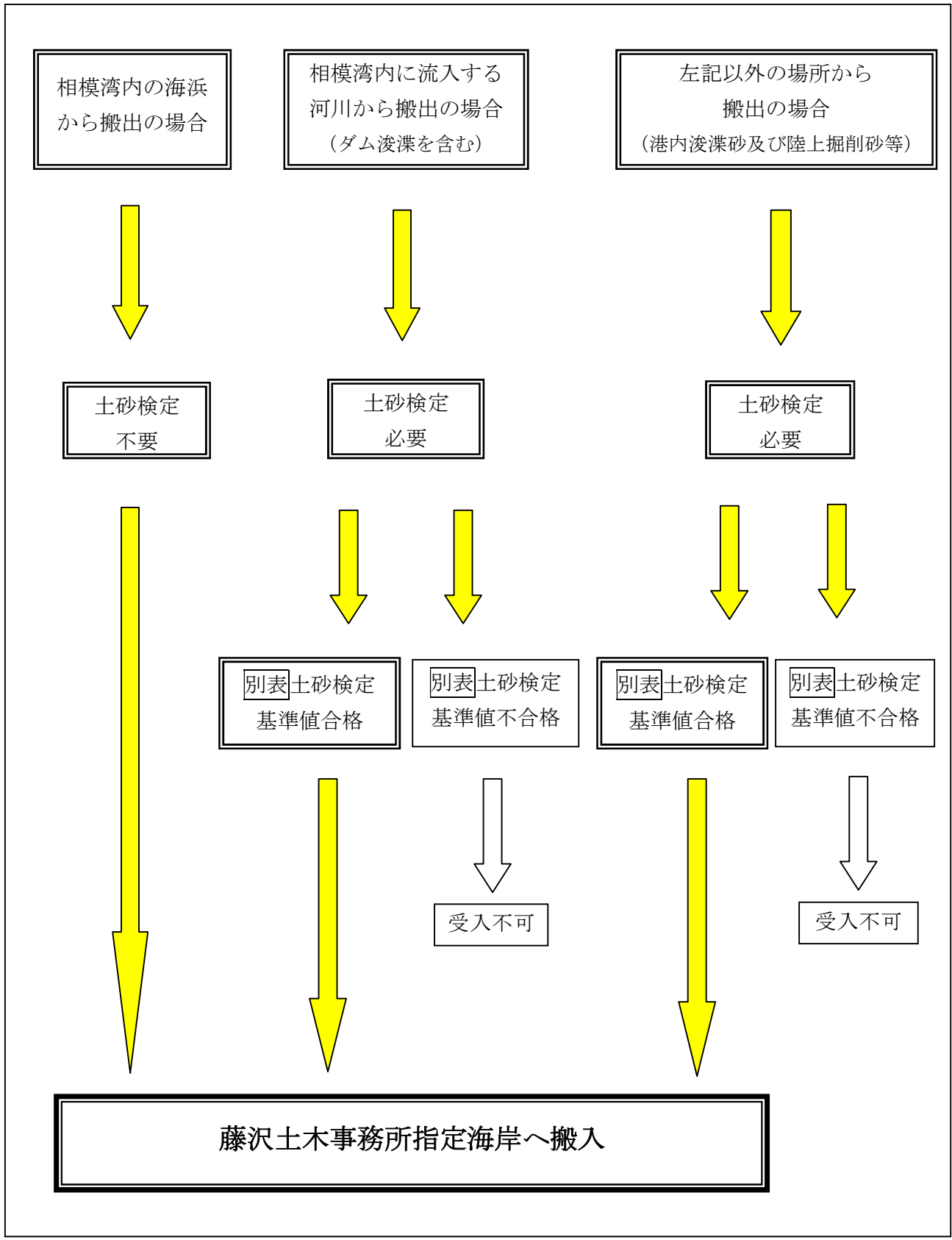
6 その他

- ・その他疑義が生じた場合、及び上記以外の事項については、別途協議のうえ決定するものとする。

公共工事建設発生土(砂)受入手続きフロー



土砂検定フロー



土砂検定要領

汚染土については「海洋汚染防止法に係わる環境基準について（昭和48年2月17日総理府令第6号）」が示されており、**別紙2**「土砂検定フロー」に基づき、土砂検定が必要とされるものについては、搬出に先立ち実施しなければならない。

1 検定対象土砂

- (1) **別紙2**「土砂検定フロー」により、土砂検定必要と判断されるものは、**別表1.2**に掲げる項目の試験を行い、その結果を「処理計画書」に添付すること。
- (2) **別紙2**「土砂検定フロー」により、土砂検定不要と判断されるものは、当所が指定する海岸へ搬入すること。

2 採取頻度

- (1) 掘削及び浚渫土砂を搬出する工事にあつては、施工面積が1,000㎡又は掘削土量3,000m³ごとに1検体（中心1地点及び周辺4方位の5mから10mまでの間から、それぞれ1地点の合計5地点から採取した試料を混合する。）とする。
- (2) その他、受入土砂の品質を決定できる資料のあるものは、別途協議することとする。

3 採取方法

2の各採取地点において、浚渫又は掘削する土砂を代表する深度で採取する。

4 評価基準

- (1) 評価基準は**別表1.2**のとおりとする。
- (2) 明らかに汚染の恐れのない土砂は、協議の上測定の対象から除外することができる。

5 その他

- (1) 検定機関は、公共機関又は計量法に基づく環境証明登録業者によること。
- (2) 検定試験は、当所管理海岸への搬入申込前3箇月以内に採取した試料により行う。

土 砂 検 定 基 準 (1/2)

項 目		基 準 値 (海洋汚染防止法昭和 48 年総理府令第 6 号)	備考
1	アルキル水銀化合物	検液中に検出されないこと	
2	水銀又はその化合物	検液 1L につき 0.005mg 以下であること	
3	カドミウム又はその化合物	検液 1L につき 0.1mg 以下であること	
4	鉛又はその化合物	検液 1L につき 0.1mg 以下であること	
5	有機リン化合物	検液 1L につき 1mg 以下であること	
6	六価クロム化合物	検液 1L につき 0.5mg 以下であること	
7	ヒ素又はその化合物	検液 1L につき 0.1mg 以下であること	
8	シアン化合物	検液 1L につき 1mg 以下であること	
9	P C B	検液 1L につき 0.003mg 以下であること	
10	銅又はその化合物	検液 1L につき 3mg 以下であること	
11	亜鉛又はその化合物	検液 1L につき 2mg 以下であること	
12	ふっ素化合物	検液 1L につき 15mg 以下であること	
13	トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.3mg 以下であること	
14	テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること	
15	ベリリウム又はその化合物	検液 1L につき 2.5mg 以下であること	
16	クロム又はその化合物	検液 1L につき 2mg 以下であること	
17	ニッケル又はその化合物	検液 1L につき 1.2mg 以下であること	
18	バナジウム又はその化合物	検液 1L につき 1.5mg 以下であること	
19	有機塩素化合物	試料 1kg につき 40mg 以下であること	
20	ジクロロメタン	検液 1L につき 0.2mg 以下であること	

土 砂 検 定 基 準 (2/2)

項 目		基 準 値 (海洋汚染防止法昭和 48 年総理府令第 6 号)	備考
21	四塩化炭素	検液 1L につき 0.02mg 以下であること	
22	1.2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること	
23	1.1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 1mg 以下であること	
24	シス-1.2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.4mg 以下であること	
25	1.1.1-トリクロロエタン	検液 1L につき 3mg 以下であること	
26	1.1.2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.06mg 以下であること	
27	1.3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること	
28	チウラム	検液 1L につき 0.06mg 以下であること	
29	シマジン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること	
30	チオベンカルブ	検液 1L につき 0.2mg 以下であること	
31	ベンゼン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること	
32	セレン又はその化合物	検液 1L につき 0.1mg 以下であること	
33	1.4-ジオキサン	検液 1L につき 0.5mg 以下であること	
34	ダイオキシン類	検液 1L につき 10pg-TEQ 以下であること	
35	クロロフォルム	検液 1L につき 8 mg以下であること	
36	ホルムアルデヒド	検液 1L につき 3mg 以下であること	

注) ダイオキシン類の基準値の「TEQ」とは、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-バラ-ジオキシンの毒性に換算した値であることを示す。

「発行日」

- ① 初編：平成18年6月27日
- ② 改定：平成18年8月17日——土砂検定基準に、ダイオキシン類を追加
- ③ 改訂：平成21年8月11日——土砂検定基準に、クロロフォルム・ホルムアルデヒドを追加
- ④ 改訂：平成26年6月1日——土砂検定基準に、1,4-ジオキサンを追加